

信濃川のあり方検討委員会 規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、信濃川のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、河川環境とJR東日本信濃川発電所の流水の占用における河川利用との調和を図るための方策を検討するとともに、今後の信濃川のあるべき姿の実現に努めることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の事項を検討するものとする。

- (1) JR東日本信濃川発電所の流水の占用における河川利用と河川環境の調和の検討
- (2) 今後の信濃川のあるべき姿の検討
- (3) その他目的達成に必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員、及びアドバイザーによって組織する。

- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委任状も含め構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、総意をもって決定する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を行うため、事務局をおく。

- 2 事務局は、十日町市建設部信濃川・清津川対策室におく。

建設課

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年2月25日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

信濃川のあり方検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、信濃川のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、河川環境とJR東日本信濃川発電所の流水の占用における河川利用との調和を図るための方策を検討するとともに、今後の信濃川のあるべき姿の実現に努めることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の事項を検討するものとする。

- (1) JR東日本信濃川発電所の流水の占用における河川利用と河川環境の調和の検討
- (2) 今後の信濃川のあるべき姿の検討
- (3) その他目的達成に必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員、及びアドバイザーによって組織する。

- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委任状も含め構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、総意をもって決定する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を行うため、事務局をおく。

- 2 事務局は、十日町市建設部建設課におく。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年2月25日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。